

**さいたま市告示第348号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月27日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
浦和成匠邸ケアステーション	埼玉県さいたま市南区別所六丁目4番40号	株式会社 ベネッセスタイルケア 代表取締役 滝山 真也	訪問介護	R8.3.1